

第8期ひろしま高齢者プランの骨子案について

令和2年10月2日
医療介護計画課

1 趣旨

本県の高齢者施策のための基本計画である「第7期ひろしま高齢者プラン」〔平成30(2018)～令和2(2020)年度〕の計画期間が終了するため、次期計画として、「第8期ひろしま高齢者プラン」(以下「プラン」)を策定する。

2 計画期間

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(3年間)

3 スケジュール

	2020年												2021年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
策定	← 現行プランの振り返り 論点整理 →		← 骨子案検討 →		← 計画案検討 →				← 予算案等反映 →		← パブコメ →		← 最終案検討 →		公表●	
市町				●ヒアリング①			反映		●ヒアリング②		反映		市町計画 公表●			
高齢者施策 総合推進会議							●第1回			●第2回		●第3回				
議会							●常任 (骨子案)			●常任 (計画案)		●常任 (最終案)		●常任 (計画)		

4 プランの位置づけ

(1) 法的根拠

○老人福祉法及び介護保険法に基づく県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定 ※「第5期広島県介護給付適正化計画」も包含する(第7期プラン～)

*老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9, 介護保険法(平成9年法律第123号)第118条

【介護保険法で規定されている記載事項等】

【国の基本指針〔法第116条〕 H30年厚労省告示第57号】

○介護保険法(以下「法」)第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むにあたり参酌する標準を示す

【市町介護保険事業計画〔法第117条〕】

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

【県介護保険事業支援計画〔法第118条〕】

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町の計画を踏まえた介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
- ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 市町が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

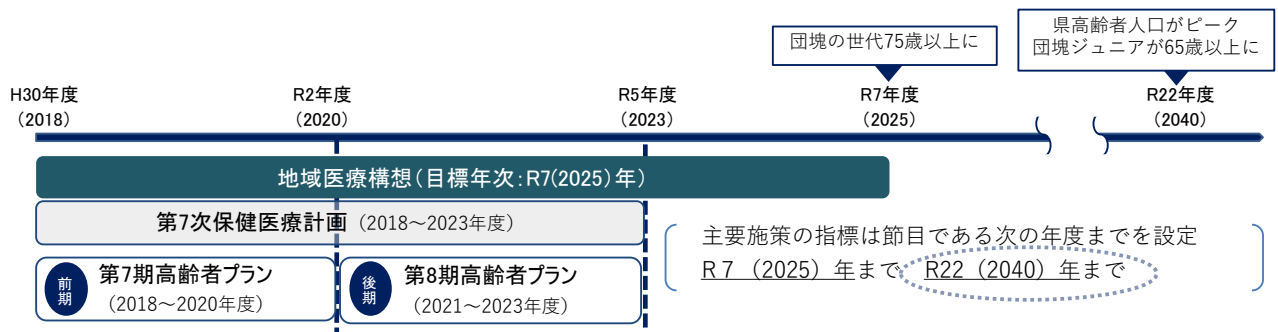
保険料の設定・基盤整備

基盤整備

★総量規制：県・市町ともに指定権限のある施設等について必要定員総数を超える場合に指定等をしないことができる

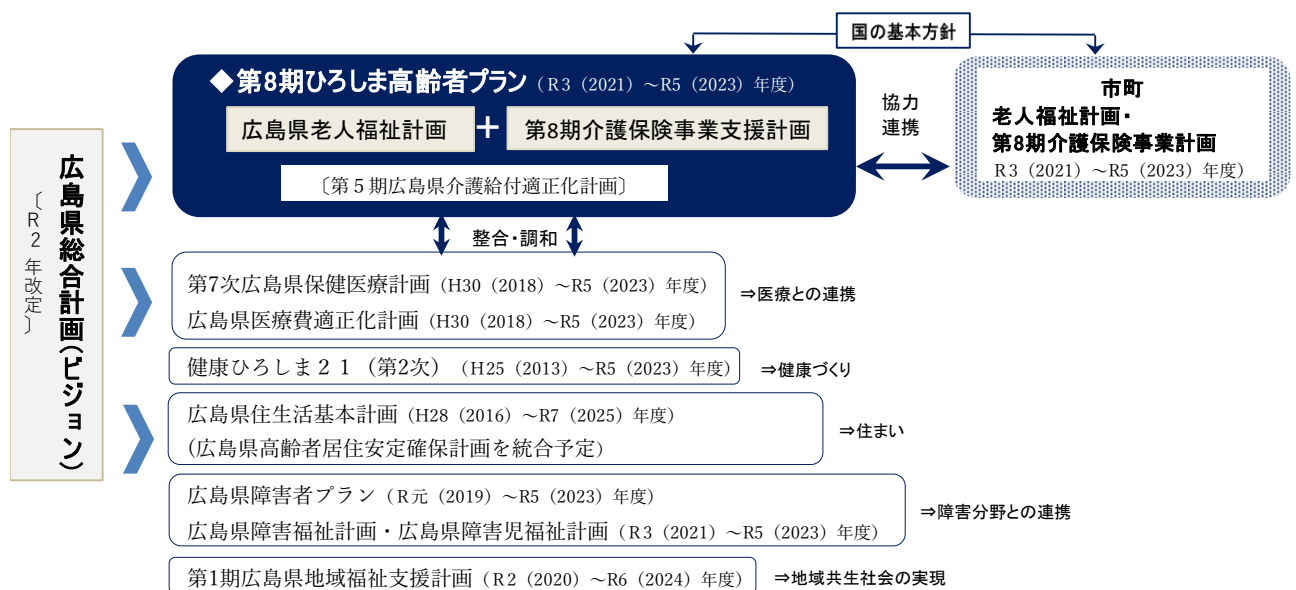
(2) 保健医療計画との整合

- 医療・介護提供体制を一体的に確保・維持するため、「第7次広島県保健医療計画」（平成30（2018）年）との整合を図る
⇒第7期プランを前期，第8期プランを後期と位置づけ，一連のものとして策定
- 主要施策については，県保健医療計画の指標設定年度である令和7（2025）年まで，及び県の高齢者数がピークを迎える令和22（2040）年度までの指標を設定



(3) 他計画との整合・調和

- 国の基本指針*に即して策定
*第8期の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 介護保険法第116条
- 広島県総合計画（令和2（2020）年改定予定）に沿って策定
- 「第7次広島県保健医療計画」（平成30（2018）年）及び「広島県医療費適正化計画」（平成30（2018）年）と整合
- 高齢者の健康づくり，住まい，障害分野，地域共生社会の実現に関する各計画と調和
- 市町の老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を基礎とし，市町計画の達成を支援するための施策や，市町が行う介護給付等に要する費用の適正化の取組への支援を盛り込む

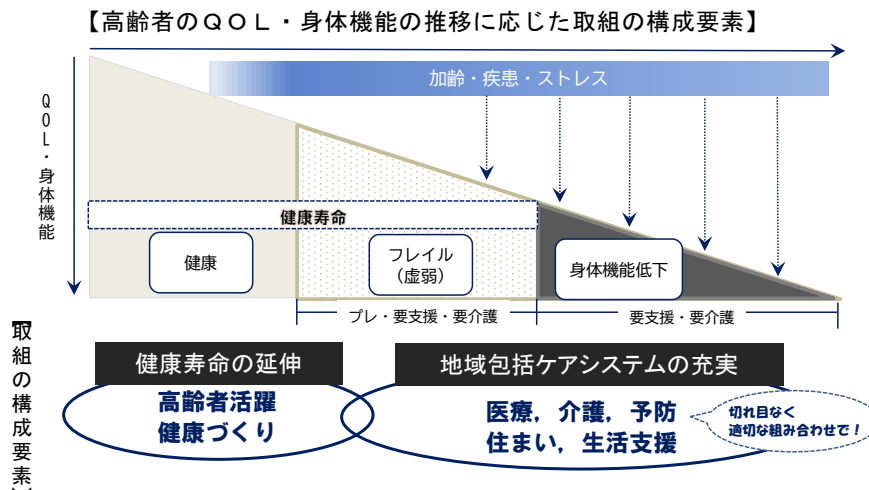


5 第7期プランの振り返りと社会情勢等を踏まえた施策の方向性（案）

高齢者プランで推進する取組は、高齢者のQOL・身体機能の推移に応じ、下図のような構成要素で成り立っている。

第7期プランの振り返りにあたっては、これら取組の構成要素の区分に応じ、現状と課題をとりまとめた。

また、2025年、2040年を見据えて特に考慮が必要な社会情勢等について、この区分に対応させ、第8期プランに向けた施策の方向性（案）を整理した。**別紙**



【参考：広島県における地域包括ケアシステムのコアコンセプト〔共通概念〕】
 高齢者が日常生活圏域において、できるだけ日常に近い環境の中で、なじみの関係を切らずに、本人の能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう、地域の資源を最大限活用し、
 「医療」「介護」「保健・予防」「住まい・住まい方」「生活支援・見守り」の5つの要素を
 高齢者本人の状態に応じて、適切な組み合わせで提供できるようマネジメントする仕組み

【取組の構成要素 と 特に考慮が必要な社会情勢等】

取組の構成要素		特に考慮が必要な社会情勢等
I	高齢者の活躍	1 人生100年時代の到来
II	健康づくり・介護予防	2 (後期) 高齢者・単身高齢世帯等のさらなる増加
III	地域包括ケアシステム推進体制	3 労働力人口の減少
IV	医療	1 医療と介護の一体的な提供
		2 認知症対策
V	介護	4 介護サービス基盤の安定化
		5 デジタル技術の進展
VI	住まい・住まい方	6 地域共生社会の実現
VII	生活支援・見守り	7 災害や新興感染症等への懸念
VIII	人材	

6 基本理念・目指す姿

○第7期プランどおり

基本理念

高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き
住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり
～ みんなで創る 住みよい “まちづくり” ～

- 介護保険制度の理念である、要介護状態や要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止のための取組を推進するとともに、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう支援します。
- いつまでも社会の中で役割を持ち、人とかかわりを持ち続けることが生きがいや健康維持につながることから、生涯にわたって自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。
- “地域包括ケアシステム”については、今後の地域の状況が変化する中であっても、将来にわたって有効に機能し続けるよう強化していきます。
- “地域包括ケアシステム”を支える医療・福祉・介護人材の確保・育成を行うとともに、高齢者の自己決定を支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる広島県の実現を目指します。

目指す姿

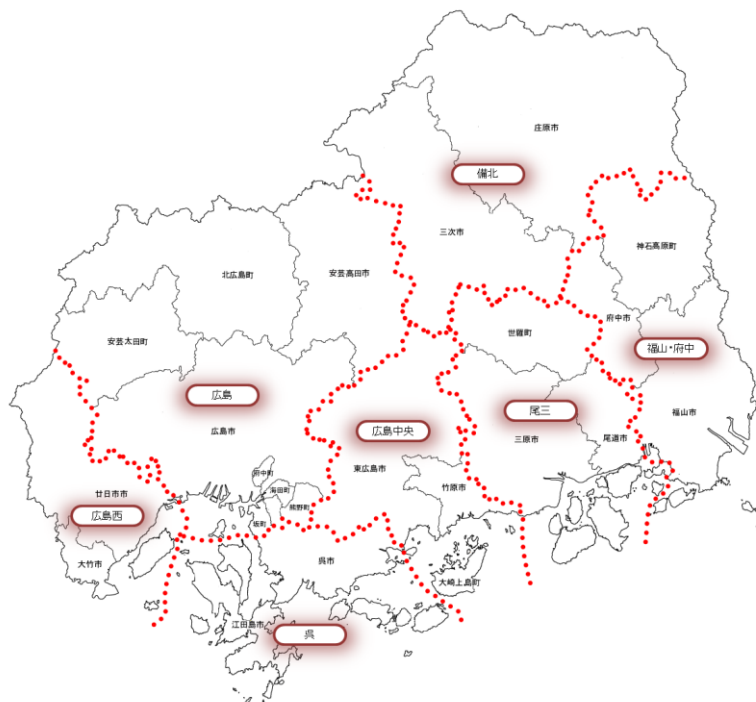
- 1 変わりゆく住み慣れた地域で、健やかに自分が満足を感じるライフスタイルで日々暮らし、地域の中で自分なりの役割を持って人々と関わることができる環境が整っている。
- 2 心身の不調や衰えがあっても、必要な支援を受けながらできるだけ自立を維持し、重度化を防ぐことができる環境が整っている。
- 3 重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちつつ医療・介護・生活支援などの必要なサービスを受けてから心安らかに過ごし、自分の望む場所と形で最期を迎えることができる環境が整っている。

7 老人福祉圏域・日常生活圏域の設定

○第7期プランどおり（日常生活圏域は市町に最終確認）

※市町の区域を越えた広域的な調整を図るため、県内に7つの老人福祉圏域を設定し、圏域ごとに保健福祉サービスの確保や介護保険の対象となるサービス量の見込みを定める

※保健・医療・福祉・介護の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させている



8 施策体系（案）

第8期プラン

重点★
新規◎

I 人生100年時代 健やかに生きがいを持って暮らす

1 健康づくり, 介護予防		★
	(1) 健康づくりの推進	
	(2) 介護予防の推進	
	(3) 地域リハビリテーションの推進	
2 高齢者がいきいきと活躍できる環境づくり		
2-1 社会参画の促進	(1) 社会参画できる環境づくり	
	(2) 社会参画できる仕組みづくり	
2-2 就労機会の確保	(1) 就労機会の確保	
	(2) シルバー人材センターへの支援	
2-3 生きがい活動の促進	(1) 高齢者の生きがい・健康づくり	
	(2) 老人クラブの活性化	
	(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進	
3 高齢者にやさしい環境づくり		
	(1) ユニバーサルデザイン	
	(2) 交通安全対策の推進	
	(3) 防犯対策の推進	
	(4) 消費者被害対策の推進	

II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らす

1 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組		★
1-1 地域包括ケアシステムの質の向上	(1) 地域の特性・実情に応じた体制づくりへの支援	
	(2) 市町の取組への支援	
	(3) 高齢者や家族が相談しやすい環境の整備	
1-2 自立を支える介護サービスの確保	(1) 自立支援型ケアマネジメントの推進	◎
	(2) 介護サービス基盤の整備	
	(3) 介護サービス基盤の安定化	
	(4) 介護サービスの質の確保・向上	
	(5) 介護保険施設の居住環境の向上	
	(6) ケアマネジメント機能の強化	
	(7) 介護給付の適正化	
1-3 生活支援体制の充実	(1) 地域での生活支援の充実・強化	◎
	(2) 地域における支え合い活動の推進	
	(3) 権利擁護と虐待防止対策の推進	
	(4) 更生支援の推進	
1-4 住まいの確保	(1) 住宅等の供給促進 (2) 住宅のバリアフリー化の推進	
1-5 地域共生社会の実現に向けたまちづくり	【個別調整】	◎
2 医療と介護の一体的な提供の推進		★
	(1) 在宅医療提供体制の構築の推進	
	(2) 医療と介護の連携	
	(3) 在宅医療に関する情報提供の推進	
	(4) 人生の最終段階における自己決定	
3 共生と予防を二つの基本軸とする認知症施策の総合的な推進		★
	(1) 普及啓発・本人発信支援	
	(2) 予防	
	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	
	(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援	
	(5) 市町における認知症施策の取組促進	
4 人材確保・育成・定着		★
	(1) 医療の人材確保	
	(2) 福祉・介護の人材確保	
5 災害・感染症対策の推進		★◎
	(1) 地域全体での災害・感染症への取組	
	(2) 災害・感染症に対する体制整備	

9 推進体制

市町、職能団体、民間団体、事業者団体等の代表者で構成する「高齢者施策総合推進会議（以下「推進会議」という。）」において、関係者が連携・協働して、プランの総合的な検討を行う。※個別課題については部会でも検討

